

議案第 20 号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例（平成16年飛驒市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第19条中「58万円」を「61万円」に改める。

第29条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

第31条第1項第3号イ（ア）中「規程」を「規定」に改め、同号イ（ウ）中「に基づく」を「の規定による」に改める。

附則第6条中「第32条」を「第29条」に改める。

附則第7条中「第34条」を「第31条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、平成31年度以降の保険料に係る被保険者均等割及び世帯平等割の減免については、この条に規定する特例を適用しない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の飛驒市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

飛騨市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第18条の2 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>58万円</u>を超えることができない。</p> <p>第19条の2～第28条 略 (保険料の減額)</p> <p>第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万5千円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務</p>	<p>第1条～第18条の2 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>第19条の2～第28条 略 (保険料の減額)</p> <p>第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万円</u>に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務</p>

者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「58万円」とあるのは「1

者であって、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「61万円」とあるのは「1

9万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

第29条の2～第30条 略

(保険料の減免及び納期限の延長)

第31条 市長は、保険料の納付義務者のうち、次の各号のいずれかに該当する者について必要があると認められる場合においては、当該納付義務者の申請に基づき保険料を減額し、若しくは免除し、又はその納期限を延長することができる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）
 - ア 略
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となったものに限る。）の被扶養者であった者

9万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

第29条の2～第30条 略

(保険料の減免及び納期限の延長)

第31条 市長は、保険料の納付義務者のうち、次の各号のいずれかに該当する者について必要があると認められる場合においては、当該納付義務者の申請に基づき保険料を減額し、若しくは免除し、又はその納期限を延長することができる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）
 - ア 略
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となったものに限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規程による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 略

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ)・(オ) 略

2 略

第32条～第37条 略

附 則

第1条～第5条 略

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第6条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは、「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係わる所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 略

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による共済組合の組合員

(エ)・(オ) 略

2 略

第32条～第37条 略

附 則

第1条～第5条 略

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第6条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第29条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは、「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係わる所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税

法第313条第3項」とする。

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第7条 当分の間、平成22年度以降の第34条第1項第3号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。_____

法第313条第3項」とする。

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第7条 当分の間、平成22年度以降の第31条第1項第3号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。ただし、平成31年度以降の保険料に係る被保険者均等割及び世帯平等割の減免については、この条に規定する特例を適用しない。

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料の見直しが可能となるよう、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるもの。
- (2) 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げるもの。
- (3) 制度の持続性や世代間・世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担を求め、当分の間継続するとされていた後期高齢者医療制度の応益割に係る保険料軽減措置の経過措置が見直されることに準じて、国民健康保険料の応益割に係る保険料軽減措置の経過措置を削除するもの。

3 施行日 平成31年4月1日